

区域指定の概要(平成24年5月9日時点)

土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定
<長田区浜添通4丁目>

1. 概要

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項に基づき、事業場敷地（長田区浜添通4丁目）について土地所有者が土壤汚染状況調査を行ったところ、鉛及びその化合物が法の指定基準に適合しないことが確認された。

当該土地からの飛散等による土壤の直接摂取のおそれではなく、周辺に飲用井戸は確認されていないことから、本市は当該土壤汚染による人の健康影響はないものと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、跡地利用に向けて汚染土壤の掘削工事が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域 長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1 合計9筆
合計4,052.6平方メートル（別図のとおり）

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成24年5月9日

(4) 指定する特定有害物質

鉛及びその化合物

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 土壤汚染状況調査結果の概要

(1) 調査対象物質

法第3条第1項の規定により地歴調査を行い、土壤汚染のおそれがあると認められた1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、チウラム

(2) 土地の地歴調査結果

- 当該地は大正9年から工場敷地として利用されており、主にゴム製品の製造が行われていた。
- 現在、業務集約のため一部の工場棟が解体され、跡地利用として緑地、広場の整備が予定されている。

(3) 土壤調査結果

- 鉛及びその化合物について、溶出量で最大0.039mg/L（指定基準値0.01mg/Lの3.9倍）、含有量で最大7,000mg/kg（指定基準値150mg/kgの47倍）
- その他の物質については基準適合

(4) 基準超過が確認された土地の面積

調査対象地のうち、合計4,052.6平方メートル（調査単位区画で42区画）で指定基準超過

（5）土壌汚染の原因

製品製造のための原材料によるものと考えられる。

（6）地下水調査

本市が当該土地周辺の地下水の飲用状況について調査を行なった結果、地下水の飲用は確認されていない。

4. 周辺環境への影響について

- （1）当該土地は操業中の工場敷地で、敷地には建物があり土地はコンクリートで被覆されている。また、土地はフェンスで囲まれ関係者以外の者が立入ることができないよう措置されていることから、飛散等による汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- （2）当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- （3）以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導し、土壌汚染の除去が確認されれば形質変更時要届出区域の指定を解除する。

＜資料＞用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15～30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

(別図)
位置図



指定区域図

